

労働法の基礎講座

第33回



【健康管理】健康診断（一般健康診断と特殊健康診断）

事業者は、労働者に対して健康診断を実施し、事後措置を講じる義務があります。
健康診断には、主に①一般健康診断と②特殊健康診断の2種類があります。

一般健康診断

一般健康診断には、以下の種類があります。

種類	対象となる労働者	実施時期・頻度	記録の保存期間など
ア：雇入時	常時使用する労働者（※1）	雇入れ時に実施（※2）	5年間
イ：定期	常時使用する労働者 （下記ウの対象者を除く）	1年以内ごとに1回	・5年間 ・ 常時50人以上 の労働者を使用する事業者は、結果報告書を 労働基準監督署長に届出
ウ：特定業務従事者	特定業務従事者（※3）	・配置替えの際 ・その後6か月以内ごとに1回	
エ：海外派遣労働者	・海外へ6か月以上派遣予定の労働者 ・6か月以上の海外派遣から帰国した労働者	・海外へ派遣する際 ・帰国の際	5年間
オ：給食従業員の検便	事業場に附属する食堂又は炊事場における給食業務に従事する労働者	・雇入れの際 ・配置替えの際	5年間

※1 「常時使用する労働者」には、以下の要件を両方満たす短時間労働者が含まれます。

①期間の定めのない契約により使用される労働者（有期契約で、契約期間が1年（上記ウの特定業務従事者は6か月）以上である労働者、契約更新により1年（上記ウの特定業務従事者は6か月）以上使用されている又はその予定がある労働者を含む）であること、②1週間における労働時間数が、通常の労働者の週所定労働時間数の3/4以上であること

※2 雇入れ前3か月以内の健康診断結果を労働者が事業者に提出したときは、雇入時の健康診断を省略できます。

※3 ①高熱物体取扱・暑熱な場所、②低温物体取扱・寒冷な場所、③放射線、④じんあい・粉末飛散場所、⑤異常気圧下、⑥振動、⑦重量物取扱、⑧坑内、⑨深夜業、⑩有害物取扱、有害物のガス・蒸気・粉じん発散場所、⑪病原体取扱の各業務

特殊健康診断

一般・特殊健康診断の健診項目については、こちらのリーフレットをご参照ください。
厚生労働省「[健康診断を実施しましょう](#)」

特殊健康診断には、主に以下の種類があります。

いずれも、**労働者数にかかわらず、結果報告書の労働基準監督署長への届出が必要です。**

種類	対象となる労働者	実施時期・頻度	記録の保存期間
ア:特定化学物質健康診断	・原則として、左記の物質（ア、イ、エ、オ、カ）を製造又は取り扱う業務や、左記の有害環境下（ウ、キ）での業務に常時従事する労働者が対象です。	原則として、 ・雇入れの際 ・配置換えの際 ・その後6月以内ごとに1回	5年間（取り扱う物質により、30年間の場合あり）
イ:石綿健康診断			40年間
ウ:放射線業務健康診断			30年間
エ:鉛健康診断		※左記ア、エ、オ、カの特健康診断の頻度については、当該作業場の作業環境測定結果や当該労働者の直近の特健康診断結果、直近の特健康診断後の作業方法の変更の有無などにより、「1年以内ごとに1回」でよい場合があります。	5年間
オ:四アルキル鉛健康診断			
カ:有機溶剤健康診断			
キ:高気圧作業健康診断			

健康診断後の措置

一般健康診断・特殊健康診断ともに、実施後は以下の手順で事後措置を実施します。

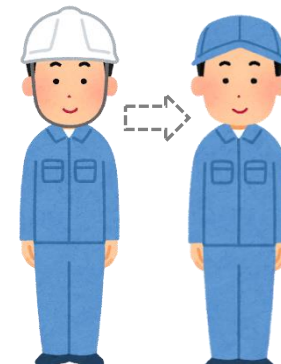
①健康診断結果を労働者に通知する

②異常の所見がある労働者に関して、健康の保持に必要な措置について医師から意見聴取する

③医師の意見を勘案し、適切な措置を実施する



労働者数50人未満の事業者は、地域産業保健センターの登録産業医による意見聴取サービスを無料で利用できます。



（措置の例）
就業場所・作業の変更
労働時間の短縮
設備の設置・整備
安全衛生委員会への報告
など